

# お知らせ

窓口の混雑緩和にご協力をお願いします

年度替わりの時期（3月25日～4月7日）は転出入の手続きが多く、戸籍年金係の窓口が大変混雑します。このため、マイナンバーカードの申請や受け取りの手続きなどで来庁された方も、長時間お待ちいただく場合があります。

窓口混雑の緩和のため、可能な方は、時期をずらして手続きするようご協力をお願いします。  
 戸籍年金係Tel 54・2121

## 子育て・教育

### 助産施設の利用

経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦のための助産施設（市立病院内）があります。ご希望の方は出産予定日の30日前までに申し込みください。なお、定員に達している場合は利用できません。

●**対象** 次に該当する市民の方

- ・生活保護世帯
  - ・市民税非課税世帯
  - ・その他経済的に困窮している
- と認められる世帯で、一定の要件を満たすもの

※自己負担金の額は課税状況に応じて異なります。

●**申込** 左記へ  
 子育て支援係Tel 74・8369

## 母子家庭等自立支援給付金制度

ひとり親家庭の保護者の方の就業を支援するため、次の給付金を支給します。

### 【自立支援教育訓練給付金制度】

就業に役立つ資格・技能を得るため、指定された講座を受講した場合、受講料の一部を支給し自立を支援します。

●**対象** 児童扶養手当受給者など

●**対象講座** 雇用保険制度の指定教育訓練講座など

●**支給額** 修了した講座の受講料の60%

●**資格取得のため**に6か月以上養成機関で修業する場合、期間中の生活費や交通費の一部を4年を上限に支給します。

●**対象** 児童扶養手当受給者など

●**対象資格** 看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士など

●**申込** 受講申し込み前に左記へ  
 子育て支援係Tel 74・8369

●**申込** 左記へ  
 子育て支援係Tel 74・8369

### 災害遺児手当

●**対象** 交通や労働、不慮の災害で生計の中心者を失った義務教育修了前の遺児

●**支給年額** 3万6000円

※次の場合は支給されません。

- ・4月1日現在、砂川市に3か月以上居住していない場合
- ・保護者が婚姻した場合
- ・養子縁組などにより遺児でなくなった場合

●**申込** 左記へ  
 子育て支援係Tel 74・8369

## 高齢者・障害者虐待防止連絡協議会を開催

高齢者・障がい者虐待の予防や早期発見、対応などを関係機関とともに協議する「砂川市高齢者・障害者虐待防止連絡協議会」を2月24日に開催しました。



介護・障がい福祉サービス事業所、保健所、警察、消防や病院関係者、民生児童委員などさまざまな分野の団体が参画し、実際に虐待の通報があった場合は、個別ケース会議を開催し、緊急性の判断や支援方針などについて検討・協議を行います。

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、施設従事者や使用者などに虐待防止のための責務を課し、虐待が疑われる行為を発見した場合には市へ通報する義務を明記しています。虐待は、殴る・蹴るなどの身体的虐待のほか、不安をあおるなどの精神的な苦痛を与える行為や財産の不当な侵奪、介護や世話の放棄・放任なども該当し、虐待しているまたはされているという意識がなくても、虐待と認定する場合があります。ご自身の周りで、「虐待かもしれない」と疑われる事案がありましたら、通報をお願いします。

■高齢者虐待：高齢者支援係Tel 74-4452  
 ささえあいセンターTel 54-3077  
 障がい者虐待：社会福祉係Tel 74-8103

## アンケート調査にご協力ください

「第10期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画」を令和8年度に策定するにあたり、65歳以上の方の日常生活の実態や生活支援ニーズなどを把握し、計画策定の資料とするためにアンケート調査を行います。調査票が届いた方は、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

●**対象者** 1,500人

※砂川市にお住まいの65歳以上の方のうち、在宅で生活をする要介護認定を受けていない方（約4,600人）の中から無作為に抽出。

●**調査方法** 市から調査票を郵送しますので、ご記入のうえ、同封の封筒で返送してください

●**回答期日** 4月30日(木)



■介護認定係Tel 74-4451

